

平成31年4月26日開催

平成31年度
燕市農業委員会第1回総会議事録

燕市農業委員会

燕市農業委員会第1回総会 議事録

1. 開催日時 平成31年4月26日(金曜日)
午前9時30分～午前10時43分

2. 開催場所 燕市役所 301会議室

3. 出席委員(28名)

1番 金山 吉夫	11番 早渡 秀夫	21番 江口 保
2番 長谷川治仁	12番 大久保政博	22番 山浦 博
3番 原田國太郎	13番 山上 忠	23番 小川 芳秀
4番 渡邊美代子	14番 中村 幸夫	24番 本井佐登志
5番 佐藤 春夫	15番 伊藤 均	25番 佐藤 信一
6番 江辺 耕一	16番 伊藤 和夫	26番 遠藤 忠夫
7番 川本 敏夫	17番 土田 喜七	27番 三浦 哲郎
8番 笠原 久幸	18番 本田 繁	28番 澤口 義明
9番 廣野 和夫	19番 荻原 一郎	29番 和田 正春
10番 山田 直子		

4. 欠席委員(1名)

欠席 1名 20番 霜鳥良一

欠員 0名

5. 会議日程

- (1) 開会
- (2) 議事録署名委員の選任
- (3) 会長報告

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)の報告

報告第2号 農地転用事実確認願いについて

報告第3号 農地の転用事実に関する照会について

報告第4号 農地法第4条の規定による許可を要しない転用(2a未満の転用)の報告

報告第 5 号 電気事業者が送電用若しくは配電用の施設等に供するための
の転用届けについて

(4) 議事

- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 2 号 農地転用事業計画変更承認申請について
- 議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 議案第 5 号 農用地利用集積計画（案）の決定について
- 議案第 6 号 燕市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
- 議案第 7 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）の決定に
ついて

(5) 閉会

6. 出席した事務局職員

局長 志田 晃 次長 加藤幸夫 副参事 広瀬美佳子

7. 総会議長

本井 佐登志 （会長）

8. 議事録署名委員

19 番 荻原一郎 21 番 江口 保

9. 会議の概要

以下のとおり

議 長	<p>本日の総会の欠席委員は、議席番号 20 霜鳥良一 委員より欠席の連絡がありましたので、報告致します。</p> <p>なお、各委員は、総会に欠席する場合は、必ず事務局に報告くださるようお願い致します。</p> <p>なお、審議におきましては、発言をする場合には、必ず議長の許可を得てから議席番号を告げ、発言するようお願い致します。議事が閉会した後の協議事項等においては議席番号を告げる必要はありませんので、ご了承願います。</p>
議 長	<p>総会は、現に在任する委員の過半数の出席により成立します。只今の出席委員は 28 名であります。よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、総会が成立している事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今より、燕市農業委員会第 1 回総会を開会致します。</p> <p>それでは、日程 2 の議事録署名委員の選任についてであります。</p> <p>議長の指名に一任願えますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>それでは、議長として次の 2 名を指名致します。</p> <p>議席番号 19 荻原一郎 委員及び</p> <p>議席番号 21 江口 保 委員をお願い致します。</p>
議 長	<p>次に、日程 3 の会長報告についてであります。</p> <p>会長報告第 1 号から第 5 号を事務局に一括して報告を求めます。</p>
事務局	<p>会長報告第 1 号、「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知(合意解約)」の報告であります。</p> <p>初めに農協転貸の解約であります。</p> <p>受付番号 1 番 小池字中通の田他、計 12 筆、面積 9,713 m²、基盤強化促進法売買に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 2 番 新長字中原の田、1 筆、面積 1,827 m²、3 条売買に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 3 番 熊森字八幡田の田、1 筆、面積 2,032 m²、5 条転用に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 4 番 熊森字八幡田の田、1 筆、面積 1,021 m²、5 条転用に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 5 番 新堀字下谷地の田、計 2 筆、面積 2,684 m²、地権者管理(売買)に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 6 番 長辰字辰ノ口の田、1 筆、面積 568 m²、3 条売買に伴う利用権の解約であります。</p> <p>続いて、中間管理事業の解約であります。</p>

事務局	<p>受付番号7番 八王寺字行塚の田、1筆、面積800㎡、4条転用に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号8番 熊森字八幡田の田、1筆、面積2,022㎡、5条転用に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号9番 長辰字長崎の田他、計9筆、面積20,134㎡、所有者の自作に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号10番 横田字前田の田、計5筆、面積12,240㎡、基盤強化促進法売買に伴う利用権の解約であります。</p> <p>なお、事前審査会では、中間管理事業の解約について期間の制約があるか、との質問があり、農地法第19条で、農地又は採草放牧地の賃貸借についての民法第604条の賃借権の存続期間の規定の適用については、民法604条の「20年」を「50年」とする記載がある旨の説明をしたところであります。</p>
事務局	<p>続きまして、会長報告第2号、「農地転用事実確認願いについて」であります。</p> <p>受付番号1番 小関字大通の田、1筆、面積839㎡、転用目的は事務所、現況地目は宅地、証明番号年月日は、証第11号、平成31年3月14日であります。</p> <p>受付番号2番 水道町四丁目の田、計2筆、面積1,754㎡、転用目的は宅地分譲、現況地目は宅地、証明番号年月日は、証第12号、平成31年3月26日であります。</p> <p>受付番号3番 八王寺字大割の田、計2筆、面積445㎡、転用目的は事務所及び倉庫、現況地目は宅地、証明番号年月日は、証第1号、平成31年4月2日であります。</p>
事務局	<p>続きまして、会長報告第3号、「農地の転用事実に関する照会について」であります。</p> <p>受付番号1番 井土巻四丁目の田、1筆、面積591㎡、現況は非農地、宅地、転用許可等の有無とその内容は、なし、許可を得ることが必要であるが許可を得ていない、原状回復命令の有無は、無し、用途地域内であります。</p>
事務局	<p>続きまして、会長報告第4号、「農地法第4条の規定による許可を要しない転用（2a未満の転用）の報告」であります。</p> <p>受付番号1番 一ノ山一丁目の畑、1筆、面積268㎡のうち40㎡、転用目的は農機具格納庫、用途地域内であります。位置図は議案資料1～2頁をご覧ください。</p>

事務局	<p>続きまして、会長報告第5号、「電気事業者が送電用若しくは配電用の施設等に供するための転用届けについて」であります。</p> <p>受付番号1番 泉新字浦田の田他、計39筆、面積23,034.95㎡のうち、6,966.06㎡、電線劣化に伴う架線工事に係る仮設通路等敷設のための一時転用で、期間は平成31年4月30日から平成31年9月30日まで、農用地区域内であります。位置図は議案資料3頁をご覧ください。説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の報告が終わりましたので、質問を受けたいと思います。質問等ありましたらお願い致します。</p>
議長	<p>ご質問が無いようですので、日程4の議事に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号1番 新長字中原の田、1筆、面積1,827㎡、契約内容は売買、対価は10a当り〇円、位置図は議案資料3頁をご覧ください。</p> <p>受付番号2番 横田字諏訪田の畑、1筆、面積251㎡、契約内容は売買、対価は〇円、位置図は、議案資料4頁をご覧ください。</p> <p>受付番号3番 長辰字辰ノ口の田、1筆、面積568㎡、契約内容は売買、対価は〇円、位置図は、議案資料は同じく4頁になります。</p> <p>以上、これらの案件は、地域調和等、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断されます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本件については、去る4月19日、第3事前審査委員会が開催されていますので、伊藤委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
伊藤委員長	<p>4月19日、午前9時30分より、市役所301会議室で、第3事前審査委員会委員全員の出席による審査の結果、農地法第3条申請3件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議長	<p>只今、伊藤委員長より、審査結果内容の報告がありました。</p>

	<p>これより審議をお願い致します。 (質疑なし)</p>
議 長	<p>他に無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり許可とする事で、異議ありませんか。</p>
議 長	<p>(異議なしの声) 異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり許可とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に議案第2号「農地転用事業計画変更承認申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第2号「農地転用事業計画変更承認申請について」であります。受付番号1番 長所字浦田川東の田他、計2筆、面積3,000㎡のうち150㎡、事業計画者、転用目的に変更はありません。一時転用に係る完工予定を平成31年6月30日まで延長するものであります。</p> <p>位置図は、議案資料5～6頁をご覧ください。平成30年度の橋梁工事に伴い、仮設現場事務所及び駐車場(3台)として一時転用が許可されたものですが、引き続き近隣で橋梁工事を受注したため、継続して現場事務所が必要となり、今回、期間の延長を申請するものであります。</p> <p>申請者は、図面のとおり集落内の空き地を確保出来なかったことから、引き続き申請者が所有する田の一部を一時転用として借受けるものであります。</p> <p>申請地は農振農用地で、原則として転用許可をすることが出来ない農地とされていますが、「申請に係る農地を仮設工作物の設置、その他の一時的な利用に供するために行うもので、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要と認められる場合」に該当することから、許可要件を満たしていると判断でき、一時転用許可の変更は止むを得ないと判断される所とあります。</p> <p>受付番号2番 八王寺字堤添の畑、1筆、面積90㎡、事業計画者及び事業内容の変更であります。</p> <p>位置図は、議案資料7～8頁をご覧ください。平成13年の転用許可により建物を建築し、今回宅地を含めて売買の運びとなりましたが、地目変更をしないまま平成28年に解体したため、地目変更登記が出来ず、今回</p>

	<p>改めて申請を行うものであります。 説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、去る4月19日、第3事前審査委員会が開催されていますので、伊藤委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
伊藤委員長	<p>審査の結果、農地転用事業計画変更承認申請2件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、伊藤委員長より、審査結果内容の報告がありました。 これより審議をお願い致します。 (質疑なし)</p>
議 長	<p>他に無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり承認とする事で、異議ありませんか。 (異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり承認とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」であります。 受付番号1番 八王寺字行塚の田、1筆、面積800㎡、転用目的は共同住宅1棟(8戸)、及び駐車場(14台)、平成31年9月30日完工予定。 位置図、土地利用計画図は議案資料9～10頁をご覧ください。申請者の経営の安定を図るため、共同住宅を建築するものであります。申請地は、中ノ口川と県道：三条・八王寺線が交差する近辺の農地で、県道をまたいでいますが、10ha以上の優良農地に連たんする第1種農地の縁辺部に位置し、三方を宅地に囲まれていることから、営農への支障が少ないと判断されること、また宅地の連たんする集落内の農地であることから、第3種農地の許可要件を満たしていると判断される所であります。 受付番号2番 水道町一丁目の田他、計2筆、面積313㎡、転用目的は共同住宅1棟(6戸)、及び駐車場(12台)、平成32年3月31日完工予定。 位置図、土地利用計画図は議案資料11～12頁をご覧ください。</p>

	<p>ください。申請者の経営の安定を図るため、共同住宅を建築するものであります。申請地は、宅地に囲まれた農地で、第1種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第3種農地であると判断される場所であります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、去る4月19日、第3事前審査委員会が開催されていますので伊藤委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
伊藤委員長	<p>審査の結果、農地法第4条申請2件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、伊藤委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり許可とする事で、異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり許可とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号1番 又新字上組の畑、計3筆、面積637㎡、転用目的は、住宅、契約内容は売買、平成31年9月19日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料13～14頁をご覧ください。</p> <p>既存の住宅が手狭になったことから、住宅を建築するものであります。申請地は、高速道路と宅地に挟まれ、周囲は譲渡人の農地であることから集積等の影響はありません。また集落内の宅地に点在する農地であることから、第3種農地の許可要件を満たしていると判断される場所であります。</p> <p>受付番号2番 笈ヶ島字興野前の田、1筆、面積378㎡、転用目的は駐車場(12台)、契約内容は売買、平成31年7月31日</p>

完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料 15～16 頁をご覧ください。

市道拡幅事業により、既存駐車場の一部を買収することから、代替え駐車場を整備するものであります。申請地は、三方を宅地に囲まれた農地で集積等に支障はなく、工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第 3 種農地であると判断されるところであります。

受付番号 3 番 燕字下野付の田、計 4 筆、面積 994 m²、転用目的は倉庫、契約内容は売買、平成 31 年 9 月 30 日完工予定であります。位置図、土地利用計画図は、議案資料 17～18 頁をご覧ください。

譲受人の事業拡大のため、倉庫を建築するものであります。申請地は、JR 弥彦線の東側の市街地に点在する農地で、準工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第 3 種農地であると判断されるところであります。

受付番号 4 番 熊森字八幡田の田、計 6 筆、面積 8,102 m²、転用目的は倉庫、工場、及び駐車場 (20 台) 契約内容は売買、平成 31 年 10 月 31 日完工予定。

位置図、土地利用計画図は、議案資料 19～20 頁をご覧ください。工業団地内に本社を置く譲受人が事業拡大のため、倉庫・工場と駐車場 (20 台) を建築するものであります。また申請地の東側に 2 名が所有する水田が残りますが、隣接の水田は以前より集合住宅駐車場より乗入れし、1 名は国道から乗入れのため、営農の支障にはなりません。

申請地は、国道 116 号に面した工業団地内の 10ha 以上の優良農地に連たんする第 1 種農地であります。「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」の規定により定められた区域内での計画であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第 1 種農地であっても、不許可の例外として許可は止むを得ないと判断されるところであります。

受付番号 5 番 吉田字流間の田、計 5 筆、面積 4,421 m²、転用目的は、宅地分譲 (18 区画)、契約内容は売買、平成 31 年 10 月 31 日完工予定であります。位置図、土地利用計画図は、

議案資料 21～22 頁をご覧ください。宅地分譲により、事業の拡大を図るものであります。また申請地の北側に農地が残りますが、譲受人と土地改良区、残る農地の所有者で、農地への出入りについて協議がされております。

申請地は、第 2 種中高層住居専用地域に指定された用途地域内の農地であることから農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第 3 種農地であると判断される場所です。

受付番号 6 番 小中川字本地浦の畑、1 筆、面積 248 m²、転用目的は住宅、契約内容は使用貸借、平成 31 年 8 月 31 日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料 23～24 頁をご覧ください。現在の市営住宅が手狭なため、親族より農地を借り受け、住宅を建築するものであります。

申請地は、集落内の宅地に点在する農地であることから、営農に支障はなく、第 3 種農地であると判断される場所です。

受付番号 7 番 笈ヶ島字谷内の田、計 5 筆、面積 5,815 m²、転用目的は事務所、倉庫及び駐車場 (24 台)、契約内容は売買、平成 31 年 12 月 20 日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料 25～26 頁をご覧ください。

運送業を営む譲受人が、新潟県内の営業拠点として、事務所・倉庫・駐車場を整備するものであります。

申請地は、国道 116 号に近い笈ヶ島の工業団地内の農地で、周囲は工場等に囲まれていること、また工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第 3 種農地であると判断される場所です。

受付番号 8 番 八王寺字堤添の畑、1 筆、面積 90 m²、転用目的は住宅、契約内容は売買、平成 31 年 11 月 30 日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料 7～8 頁にお戻りください。

先ほど、事業計画変更承認で説明した案件であります。申請地は、集落内の宅地に点在する農地で、隣接農地にビニールハウスがありますが、営農の支障にはならないことなどから、第 3 種農地であると判断される場所です。

説明は以上です。

議 長	事務局の説明が終わりました。本件についても、去る4月19日、第3事前審査委員会が開催されていますので、伊藤委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
伊藤委員長	審査の結果、農地法第5条の規定による許可申請8件、異議がなかった事を報告致します。なお、番号4番、5番、7番の3,000㎡を超える案件につきましては、現地確認を行い、事務局より開発内容の説明を受け、異議はありませんでした。
議 長	只今、伊藤委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。
委 員	29番、三浦。
議 長	はい、三浦委員。
委 員	譲受人である市が何をするのか、よく分らなかった。もう一度説明願いたい。
事務局	新設される統合保育園に通じる市道拡幅のため、駐車場の一部を市道用地として買収するに当たり、市道用地提供者との用地交渉の段階で、駐車場の代替地の要望があったことから、市が代替地を取得し駐車場として整備したのち、市道用地の提供者に引き渡すものであります。
議 長	他に質疑はありませんか。 (質疑なし)
議 長	無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり許可とする事で、異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。なお、只今異議なしとした農地法第5条の許可について、3,000㎡を超える案件については、許可相当として県常設審議委員会への諮問のあと、許可と致します。
議 長	次に議案第5号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第5号「農用地利用集積計画(案)の決定について」であります。初めに、所有権の移転であります。 受付番号1番 横田字前田の田、計5筆、面積12,240㎡、移転時期は平成31年5月23日、対価は〇円、引渡し時期は平成31年5月31日。位置図は議案資料27頁をご覧ください。 受付番号2番 小池字中通の田他、計14筆、面積10,419㎡、移転時期は平成31年5月23日、対価は〇円、引渡し時期は平成31年5月31日。位置図は同じく議案資料27頁にな

事務局	<p>ります。</p> <p>続いて、利用権設定であります。</p> <p>議案は事前配布してございますので、新規設定のみ読み上げさせていただきます。</p> <p>受付番号1番 地蔵堂字町畑の田、計2筆、面積839㎡、9年の新規設定、対価は記載のとおり、現金であります。</p>
事務局	<p>続いて、農協転貸です。</p> <p>受付番号3-4番 吉田西太田字土手内の田、計2筆、面積6,000㎡、10年の新規設定、対価は記載のとおり、口座振替であります。</p> <p>新規設定は以上です。また、再設定を含め、関係委員の案件はありませんでした。</p>
事務局	<p>今回の集積計画では、2つの農地所有適格法人が利用権の設定を受けることになるため、要件確認資料を添付しましたので、議案27頁の議案第5号関係資料をご覧ください。</p> <p>有限会社「佐渡山農産」、有限会社「砂子塚農業興産」とも、(1)から(4)までの農地所有適格法人の全ての要件を満たしております。</p> <p>なお、農地所有適格法人については、毎年度末に各法人からの報告に基づいて要件を判断していることから、年度最初の当該法人の案件に限り、要件確認資料を添付させていただきます。</p>
事務局	<p>また、事前審査委員会では、貸付人の耕作面積が0アールとか、4アールとなっているが、以前は10アール以上の面積が必要だと思っていたが、0アールは農家要件として問題はあるのか。との質問に対し、事務局からは、改正前の農業委員会等に関する法律では、農業委員会委員の選挙人名簿に登載される条件として10アール以上の農地について耕作の業務を営む者という条件があり、そのため10アール以上の保有農地を残していたものと思われる旨の説明をしたところであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、去る4月19日、第3事前審査委員会が開催されていますので、伊藤委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
伊藤委員長	<p>審査委員会での質問については、事務局の説明のとおりであります。審査の結果、農業経営基盤強化促進法による所有権移転2件、利用権設定の新規2件、再設定19件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議長	<p>只今、伊藤委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>

議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり決定する事で、異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり決定する事に決しました。</p> <p>なお、議案第5号の案件につきましては、5月7日の告示により効力が発生する事になります。</p>
議 長	<p>次に議案第6号「燕市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題と致します。事務局に一括して説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第6号「燕市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」であります。</p> <p>農業振興地域整備計画の変更については、農業振興地域の整備に係る法律に基づく農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2に基づき、農業委員会の意見を求めることとなっております。</p> <p>本日の計画の変更は、基礎調査に伴う農用地域への編入、及び農用地区域からの除外、農業用施設建設に伴う用途変更についてであります。</p> <p>計画変更の詳細につきましては、整備計画作成の担当課である農政課の担当者より説明をしていただきますので、よろしく願いいたします。</p>
農政課	<p>農政課農林環境係の平澤と申します。それでは私の方から、燕市農業振興地域整備計画の変更について、ご説明させていただきます。</p> <p>(平澤主事、説明)</p>
事務局	<p>また、審査会では、農振白地農地を農用地区域に編入する理由について質問があり、担当課からは、基礎調査により、地域の担い手の経営規模の拡大と農業経営の合理化を図ることが適当な農地であると判断したため農用地区域に編入します、との説明がありました。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、去る4月19日、第3事前審査委員会が開催されていますので、伊藤委員長より、審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
伊藤委員長	<p>審査委員会での質問は、事務局の説明のとおりであります。審査の結果、燕市農業振興地域整備計画の変更について、他に意見は特になかった事を報告します。</p>
議 長	<p>只今、伊藤委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審</p>

<p>委員 議長 委員</p>	<p>議をお願い致します。 27番、三浦。 はい、三浦委員。</p>
<p>農政課</p>	<p>編入に係る区域の農地所有者数と営農類型はどうなっているか。また、市内では、このような精査をすれば、編入して欲しいような希望はあるのか。 鴻巣地区の所有者数は10名です。営農している農家数は4名、残りは委託しています。4名の営農類型は水稻主体で、園芸等については、家庭菜園程度です。</p>
<p>議長</p>	<p>編入についてですが、積極的に編入を希望されることは少ないと思います。土地改良事業、特に圃場整備事業の施工などでは「青地」である必要があることから、編入を希望される場合もあります。 ほかにありませんか。 (質疑なし)</p>
<p>議長</p>	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、意見は「特になし」とする事で、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり意見は「特になし」とする事に決しました。</p>
<p>議長 事務局</p>	<p>次に、議案第7号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)の決定について」を議題と致します。事務局に一括して説明を求めます。 議案第7号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)の決定について」であります。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、事前に配布してあります「議案第7号 別紙資料1」をご覧ください。(以下、指針(案)説明) 農地等の利用の最適化の推進の公正な実施と各現場での推進委員の活動の整合性を確保するため、農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定に基づき、農業委員会は「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を定めるように努めなければならないこととされました。 また農業委員会は、指針の策定に当たっては、担い手への農地の利用集積面積、遊休農地解消面積、新規参入者数等の農地等の利用の最適化の推進に関する数値目標を定めるとともに、その目標の達成に向けた具体的な推進の方法を定める必要があります。 なお、農地の目標面積につきましては、毎年の農地転用等を勘案し、毎年10haの減少で算定しております。</p>
<p>事務局</p>	<p>また、事前審査委員会では、利用状況調査及び利用意向調査について、B分類農地の速やかな非農地判断について、非農地判断と集積面積の関</p>

事務局	<p>連について質問がありました。</p> <p>利用状況調査については、毎年8月に実施している農地パトロールに伴う対象農家への指導文書を発送すること、その後、後期農地パトロールで改善が見られない農地所有者（耕作者）に対し、11月中を目途に利用意向調査を実施することになります。</p> <p>非農地判断については、昨年度、国上地区で行った「B分類農地」については、今年度の農地パトロールから除外することとし、その農地の非農地判断については、農振や土地改良区の賦課金、納税猶予、地元説明などの課題が残っているので、非農地判断が可能かどうか、農地部会で検討していく、更に、国上地区内でB分類の判定を進めたい旨の説明がありました。</p> <p>また、非農地判断と集積面積との関係について質問があり、事務局からは、非農地と判断されれば、農地台帳から抹消されるため、市内農地面積が減少することになります。そうします、当然、管内の農地面積が減少すれば、80%で積算している集積目標面積も減少する旨、説明がありました。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、去る4月19日、第3事前審査委員会が開催されていますので、伊藤委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
伊藤委員長	<p>審査委員会での質問については、事務局の説明のとおりであります。審査の結果、農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）の決定について、異議がなかった事を報告致します。</p>
議長	<p>只今、伊藤委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p>
委員	<p>29番、和田。</p> <p>はい、和田委員。</p> <p>事前審査委員会でも説明を受けたが、報道によると法改正により集積率を向上させようとしているようだが、燕が達成している72%でも追いつかなくなるのではないか。燕は集積に関しては優等生だと思っているが、事務局で、現時点で判断していることはあるか。</p>
事務局	<p>農地中間管理事業の見直しについては、5月総会後に県農林公社による説明の場を設けたいと思っています。</p> <p>J Aの円滑化事業については、一定期間後に中間管理機構に統合すると聞いております。また助成金については、出し手よりも受け手や集落を重視し、出し手への経営転換協力金については、順次削減する方向にあります。</p>

<p>委員 事務局</p>	<p>ただ、集積には JA や農業委員など地域に密着した取り組みが必要であることから、中間管理事業だけでは集積率のアップは難しいと思われます。</p> <p>国の活動指針に近づけると、委員会に助成もあるが、達成した場合の委員会のプラスになる部分があれば聞きたい。</p>
<p>事務局</p>	<p>農地利用最適化交付金のことでしょうか。国では、人・農地プランの実質化やアンケート調査の実施、委員の研修などに対し助成金の交付を検討しているようです。委員報酬への上乗せ助成ですが、交付金については既存の報酬に充当する形で交付を受けている例がほとんどかと思いますが、集積率が向上した、または活動回数が増えた分を既存の報酬に上乗せすることについては検討が必要と思います。国からは、最適化交付金の積極的な活用を指導されておりますので、当委員会としても、委員任期の3年間の活動内容や実績を踏まえながら交付金の活用について検討していきたい、と考えています。</p>
<p>議長</p>	<p>ほかによろしいですか。</p> <p style="text-align: center;">(質疑なし)</p>
<p>議長</p>	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり決定する事で、異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり決定する事に決しました。</p>
<p>議長</p>	<p>以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了致しましたので、燕市農業委員会第1回総会を閉会致します。</p> <p style="text-align: center;">(終了時刻 午前10時43分)</p>

本議事録は、燕市農業委員会会議規則第14条の規定によりこれを作成し、この次第に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成31年4月26日

総会議長 本井作登志

議事録署名委員 萩原一郎

議事録署名委員 江口 保
